

# 『水中遺跡ハンドブック』について

## A HANDBOOK FOR UNDERWATER ARCHAEOLOGICAL SITES

芝 康次郎（文化庁文化財第二課）  
**SHIBA KOJIROU**  
 (AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS)

### 1. なぜ水中遺跡か

周囲を海に囲まれた日本列島は、6,852にも及ぶ島嶼で構成されている。また陸地は大小の山地で起伏に富み、河川や湖沼が発達している。日本列島に暮らした人々は、海や河川等をつうじて周辺地域の人々と交流し、様々な文化や技術を取り入れ、また情報を発信してきた。陸や空の交通網が発達した現代においても国民1人あたりの魚介類消費量が世界第3位であることなど、日本国民の生活と水域との関わりは深い。

文化財の関心が高まる中で水域を利用した人々の歴史もクローズアップされている。例えば文化庁が認定した日本遺産104件のうち、水域を含むものが18件あり、歴史的資産としてのポテンシャルの高さを示している。しかし、水域における人々の暮らしや活動の歴史を知る手がかりは、現状ではほぼ文献史料に限られ、そこから得られる情報は時代的にも地域的にも限られている。この点で遺構や遺物から情報が得られる水中遺跡は、不足した情報を補完するだけでなく、よりダイナミックな歴史を描く材料となる。そして、新たな地域の魅力の創造と地域活性化にもつながる。

こうした重要性にもかかわらず、日本における水中遺跡の保護の取組は必ずしも十分ではない。我が国の周知の埋蔵文化財包蔵地の数は、令和3年度時点で472,071件存在するが、うち水中遺跡の包蔵地数は386件であり<sup>1)</sup>、年間8,000件におよぶ発掘調査のうち水中遺跡の発掘調査は1件程度にとどまる。一方、水中遺跡は陸上の遺跡以上に環境変化の影響を受けやすい。そのため、適切な対応を採らなければ、劣化や滅失を招く恐れもある。さらに昨今の情勢で注意を要するのは海域における開発事業である。沿岸部の埋め立てや

干拓のみならず、洋上風力発電等の海洋開発への対応を視野に入れた、水中遺跡保護のルール作りが喫緊の課題となっている。

### 2. 『水中遺跡ハンドブック』作成経緯と実施体制

#### (1) 作成の経緯

上記の課題に対応するため作成したのが、『水中遺跡ハンドブック』である（図1）。文化庁では、平成24年に水中遺跡として初めて鷹島神崎遺跡（長崎県松浦市）が史跡指定されたことを契機に、水中遺跡保護の意義を広く周知するとともに、その調査を促進し、活用への道筋をつけるため、平成24年度より「水中遺跡調査研究事業」に着手した。平成24年度から5か年にわたって実施した第1期事業では、水中遺跡の保護にあたっての制度的な位置づけや保護の考え方等を整理するとともに、国内外の取組事例を紹介した。この成果は平成29年に『水中遺跡保護の在り方について』（報告）としてまとめた。ただし、水中遺跡保護の取組は、多くの地方公共団体にとって未経験であり、技術的な指針を示す必要性から、『水中遺跡ハンドブック』（以下「ハンドブック」）の作成を目的として、平成30年より第2期事業を開始した。そして、令和4年3月に刊行した。

#### (2) 事業実施体制

「ハンドブック」の作成にあたり、水中遺跡に関する有識者や調査経験者による水中遺跡調査検討委員会（以下、委員会）と、それに埋蔵文化財保護行政の実務者を加えた作業部会としての水中遺跡調査検討委員会協力者会議（以下、協力者会議）を設置し、「ハン

ドブック」の記載内容の検討を行った。また、「ハンドブック」編集の検討を効率的に行うために、別途、委員数名と事務局からなる編集会議を設置した。なお、協力者会議及び編集会議の運営と「ハンドブック」作成に係る調査は、独立行政法人国立文化財機構（奈良文化財研究所、九州国立博物館）に委託して実施した。

### 3. 『水中遺跡ハンドブック』について

#### (1) 編集方針

「ハンドブック」は、水中遺跡の調査経験を有しない埋蔵文化財専門職員を対象としている。そのため、平成30年度と令和元年度に実施した「水中遺跡保護に関するアンケート」に寄せられた埋蔵文化財専門職員が抱く水中遺跡やその取扱いに対する様々な疑問を考慮し、制度や職員の役割、調査技術や方法について、図面や写真、イラストを多用して具体的に示すこととした。また、フローチャートを随所に設けて調査の流れや判断基準等を視覚的に表現するとともに、陸上の遺跡との対比により作業目的やその意味を記載することで、作業を円滑に行えるよう工夫した。さらに、地方公共団体や大学などの研究機関や組織の取組とその成果を、コラムや事例集で取り上げ、具体的な実施体制や調査等の手順を紹介した。

#### (2) 「ハンドブック」の位置づけ

令和4年3月に刊行した「ハンドブック」は、『発掘調査のてびき－集落遺跡編－』、『発掘調査のてびき－整理・報告書編－』（いずれも平成22年3月）、『発掘調査のてびき－各種遺跡調査編－』（平成25年3月）の続編として位置付けている。しかし、先の編集方針に従い、既存の「てびき」に比べて写真や図面を多用している。「ハンドブック」の体裁は、B5判オールカラーで281頁。4700部発行し、都道府県を通じて全ての地方公共団体文化財部局や河川・港湾部局に配布している。市販はしていないが、文化庁HPにおいて全文公開している。

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/pdf/93679701\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/pdf/93679701_01.pdf)



図1 水中遺跡ハンドブック

#### (3) 「ハンドブック」の構成と概要

「ハンドブック」は、以下のとおり6章構成である。

第1章 概説

第2章 日本における水中遺跡の保護

第3章 水中遺跡の調査方法

—基礎情報収集～探査—

第4章 水中遺跡の調査方法—発掘調査—

第5章 水中遺跡と出土遺物の保存と管理

第6章 水中遺跡の活用

事例集・資料集

以下、概要を述べる。

#### 第1章 概説

日本における水中遺跡保護の現状と課題をまとめた。明治41（1908）年に長野県曾根遺跡の発見以降、保護の大きな転機となった平成24年の鷹島神崎遺跡の指定にいたるまで、水中遺跡の保護の歴史について概観した。そして、水中遺跡を取り巻く現況から、水中遺跡保護が喫緊の課題であることを示し、ハンドブック作成の経緯についてもまとめた。

## 第2章 日本における水中遺跡の保護

水中遺跡は、水中に存在するという遺跡の存在形態によるものであるとした上で、「海域や湖沼等において常時もしくは満潮時に水面下にある遺跡」と定義した（図2）。そして、水位変動域から水中にいたる様々な遺跡を種別ごとに示すとともに、その形成要因、特性等について概説した。第3・4節では、水中遺跡をめぐる法制度や国、都道府県、市町村の役割分担についてまとめた。特に行政的な取り扱いでは、水中遺跡でも、陸上と同様に文化財保護法が適用されるが、水域特有の権利設定や行政界の取扱いに注意すべきことを記した。

## 第3章 水中遺跡の調査方法－基礎情報収集～探査－

水中遺跡の調査にあたって重要なのは、事前の基礎情報収集であることを示した。この基礎情報収集の方法として、陸域での調査や文献調査、聞き取り調査等を挙げた。また、水中遺跡の分布調査として行う目視調査や探査の方法について解説した。特に探査については、技術の進展に伴って様々な方法が開発されており、それぞれの特性に応じて成果物が異なること、機材や手法の選択にあたっては、探査の目的や諸条件を明確化するとともに、調査担当者は各探査機材の特性をよく理解しておくことが肝要であることを示した。

## 第4章 水中遺跡の調査方法－発掘調査－

水中遺跡の存在を把握し、発掘調査を実施する場合の方法について解説した。発掘調査の方法は、遺跡の立地や潜水調査の必要の有無を勘案して、潜水調査、水位変動域の調査と陸化調査のいずれかを選択することを示した。潜水調査については、業務委託を推奨するため、埋蔵文化財職員が知っておくべき事前調整の内容や安全管理に係る留意点を示した。また、調査の諸段階（掘削、記録作成、引揚げ、埋め戻し）の手法についても具体的な事例を交えて紹介した。

## 第5章 水中遺跡と出土遺物の保存と管理

水中遺跡やその出土遺物の劣化について、その原理を解説した。その上で、まず遺跡の現地保存やモニタリングに係る考え方やその方法を示した。次に遺物の材質ごとに保存処理の流れ、留意点を示した。特に海域の遺物には脱塩処理が必須になること、さらに硫化

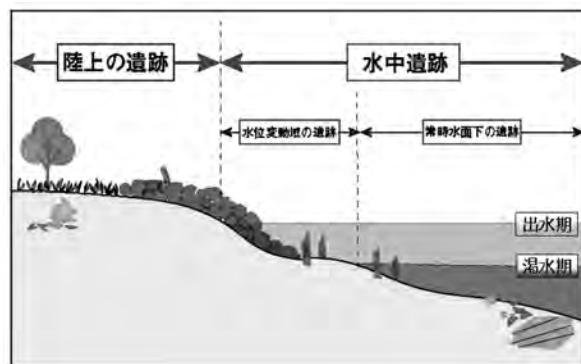


図2 水中遺跡の定義

物への注意など、陸上遺跡との取扱いの違いを強調した。最後に、保存処理後の展示・保管環境に関する留意事項についても記載した。

## 第6章 水中遺跡の活用

水中遺跡を調査することは、自らが住む地域の歴史を列島規模、世界規模で考えることにもつながる。幅広い視野で遺跡の評価する視点が必要であること示した。その上で、国内外の水中遺跡の現地や博物館で行われている活用事例を紹介した。また、今後の水中遺跡の活用の方向性について、国外の事例をもとに創意工夫した活用が必要であることも提言した。

## 事例集・資料集

事例集では、日本国内の水中遺跡探査・調査の12事例について、「海域の水中遺跡を探す」、「海域の水中遺跡を調べる」、「河川の水中遺跡を探す」、「湖底の水中遺跡を探す」、「湖底の水中遺跡を調べる」、「水位変動域の遺跡を調べる」、「海底に残る災害痕跡を調べる」に分けて示した。また、資料集では、水中遺跡の探査や潜水調査に係る仕様書の事例、潜水調査実施に際して作成する必要がある安全管理関係文書の事例、そして、水中遺跡調査に際して知っておくべき漁業法、水産資源保護法、水難救護法等の関係法令について紹介した。

## 4. 『水中遺跡ハンドブック』のその先へ

「ハンドブック」は、水中遺跡を把握し、調査、保存、活用するための、「現時点の標準的な」考え方を示したものである。かぎカッコをつけたのは、今後の水中遺跡の調査の増加や技術の進展によっては、新た



図3 日常にひそむ水中遺跡概念図

な視点や方法も出てくる可能性があるためである。しかし現状では、調査事例はごくわずかに限られているのが実情である。冒頭に述べたように、水中遺跡は、地域の豊かな歴史像の構築のみならず地域の魅力の創出と地域活性化に将来性を秘めた地域資源の一つである。このことを示す国内の実例を紹介する。

長崎県松浦市、伊万里湾に浮かぶ鷹島は、今ではいわずと知れた蒙古襲来の地である。この小学校の教科書にも登場する蒙古襲来（元寇）は、当初『蒙古襲来絵詞』等の史資料や元寇防塁などの陸上の遺跡から語られてきた。しかし、数々の伝承が残る鷹島において、実際に遺跡が発見、調査されたことによって、より具体的に語ることができるようになった。大学や地元の松浦市教育委員会によって沈没船を含む遺跡の一部は史跡指定され、現在も調査が続けられている。

松浦市では、出土遺物をモチーフとした和菓子の販売など、民間団体によって鷹島海底遺跡の歴史的価値を文化観光資源としての活用が促進され、モンゴル村の開設やモンゴル祭りなど、国際交流も活発化した。このように行政と大学が連携した調査が、まちづくりへと繋がっているのである。

鷹島海底遺跡は、蒙古襲来という誰もが知る歴史的事象に直接関連しており、こうした事例は確かに稀有

である。しかし、それだけが先人たちが紡いだ歴史ではない。日本各地に水域での暮らしの痕跡が潜んでいるはずである。図3は、ハンドブックにも掲載している、日常にひそむ水中遺跡の概念図である。沈没船等、「目立つ」存在ばかりではなく、桟橋跡や堤防跡そして岩礁ピット等の水上交通の関係する遺跡、塩田跡や石丁場等の陸域と海域の接点にある生産遺跡等、地域の特色を示す遺跡の存在が想定できる。地域において水域における歴史を知るためにには、まずはこうした遺跡が存在する可能性を探る必要がある。本書が単に水中遺跡の技術的な指南書ではなく、水中遺跡の調査方法として、水域に繰り出す前の作業に多くの紙数を割いたのはそのためである。まだ手に取って見ていない、HPでクリックしていないという方々には是非お目通しいただきたい。

「ハンドブック」刊行を契機として、日本の水中遺跡保護が着実に推進されること、さらには、潜在的価値が引き出された水中遺跡が地域の新たな魅力創造を担う存在になることを切に願う。

#### 【註】

- 1) 文化庁文化財第二課『埋蔵文化財関係統計資料－令和3年度－』、2022年。